

公共建築物における木材の利用の促進に関する

宮古島市方針

平成29年2月

宮 古 島 市

公共建築物における木材の利用の促進に関する宮古島市方針

第1 公共建築物における木材の利用の促進の目的及び基本的事項

1 目的

市が行う公共建築物の整備について、木材の利用を促進するための基本的な事項等を定めるとともに木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「促進法」という）第9条第1項に基づき本方針を定める。

2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、市が整備する建築物をいう。
- (2) 「地域材」とは、沖縄県内で流通する県産又は九州産材をいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物を建築するに当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用するということをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物を建築、修繕及び模様替えをするに当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

3 木材の利用促進に関する基本事項

- (1) 市は、木材を活用した公共建築物を整備することが沖縄らしいまちなみ景観の形成に資するとともに、伝統的建築技術を下支えするものであることいかんがみ、積極的に木材の利用に努めるものとする。
- (2) 使用する木材は地域材を優先的に使用する。

第2 公共建築物における木材の利用の促進

1 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市が整備する促進法第2条第1項第1号に掲げる建築物とする。

2 公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物においては、木材利用拡大の観点から以下により木造化及び木質化の取組みを積極的に実施する。

- (1) 新築、増築又は改修等を行うにあたり、次に掲げる場合を除き積極的に木造化又は木質化に努める。
 - ア 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化または木質化が適当でないと認める場合

イ 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化または木質化が困難と認める場合

(2) 設置目的や建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を総合的に判断するものとする。

(3) 設置する家具や書庫等の備品は、木製の物を積極的に使用する。

3 木材の適切な供給の確保に関する基本的な事項

市は、木材の安定的な供給体制の整備を進めるために、森林所有者、素材生産者等の林業従事者、木材供給に携わる者が連携し、森林経営計画の円滑な実行に資するための林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう促す。

4 その他、木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 木造建築技術者の育成

市は、木造建築物の普及を促進するため技術者を育成する環境を整える。

(2) 建築物の木造化及び木質化における留意事項

木材の利用にあたっては、台風及びしろあり等による被害防止や腐食対策など、風土や地域条件に対応した必要な措置を講ずるものとする。

(3) 木材の利用の連携及び促進体制

市は、各部局と連携を図り、市が整備する公共建築物の利用促進を図り木材情報等を収集し普及啓発に努め、木材の利用を促進する体制を構築する。

尚、本方針については必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この方針は、平成29年2月28日より適用する。